

## 第 10 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 平成 30 年 4 月 25 日 (水)
- 2 開閉時間 午後 6 時開会 午後 7 時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 13 人  
1 番 小原孝志      2 番 畑山一郁      3 番 鈴木英博      4 番 佐藤美頭雄  
5 番 佐々木辰善      6 番 寺崎秀子      8 番 森脇豊仁      9 番 小川一也  
10 番 山崎禎彦      11 番 斉藤哲子      12 番 北村浩光      13 番 舟根 禎  
14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 1 人 7 番 相澤峰基
- 6 会議出席 西村事務局長兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 6 番 寺崎秀子、8 番 森脇豊仁
- 9 議事内容  
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
報告第 3 号 使用貸借の解約について  
報告第 4 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について  
報告第 5 号 青年等就農計画認定申請に係る意見について  
報告第 6 号 農業経営改善計画の認定通知について  
報告第 7 号 農地の賃借料情報について  
報告第 8 号 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について  
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 2 号 農用地利用集積計画の要請について  
議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 4 号 農用地利用配分計画 (案) について  
議案第 5 号 別段の面積の指定区域の解除について  
議案第 6 号 土地の現況証明書の交付について  
議案第 7 号 農業委員会の適正な事務実施に係る「平成 29 年度の目標及びその達成

- に向けた活動の点検・評価」について
- 議案第 8 号 農業委員会の適正な事務実施に係る「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について
- 議案第 9 号 下限面積（別段の面積）の設定について
- 議案第 10 号 農業振興地域整備計画の変更（案）について
- 議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

## 10 議事録本紙

- 議長 これから、第 10 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。  
会議の成立ですが、7 番委員から欠席の連絡を受けており、現在の出席委員数は 13 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。  
諸般の報告です。  
（会長行動等を朗読で報告）
- 議長 日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。  
本会議の議事録署名委員は、6 番委員、8 番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」から日程第 9 報告第 8 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」までが報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 事務局長 平成 30 年度、最初の定例会にあたりまして、事務局担当一同、今年度も、引き続き、よろしく申し上げます。  
報告事項については、石塚主事が説明します。
- 主事 それでは、議案 2 頁をご覧ください。  
報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。  
相続による農地取得の届出がありましたので報告します。  
議案 3、4 頁をご覧ください。  
番号が 1 番、2 番の 2 件でございます。  
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりです。  
位置図は 5 頁から 7 頁に載せてありますので、ご確認ください。  
  
続きまして、議案 8 頁をご覧ください。  
報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」です。  
賃貸借に係る合意解約の通知があり、専決処分をいたしましたので、報告します。

議案は9頁、10頁までをご覧ください。

前年度分といたしまして、51番の1件でございます。

51番はあっせん成立に伴う合意解約でございます。

議案は11頁、14頁までをご覧ください。

本年度分といたしまして、1番から15番までの15件です。

1番、2番については、あっせん成立に伴う、合意解約です。

3番は、計画変更に伴う、合意解約です。

4番から15番までは、北野地区国営緊急農地再編整備事業により一時利用指定を受けた農地で、再契約に係る合意解約となっています。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、通知のあった日は議案に記載のとおりです。

続きまして、議案16頁をご覧ください。

報告第3号「使用貸借の解約について」です。

使用貸借の解約について通知がありましたので報告します。

議案17頁、18頁をご覧ください。

番号が1番の1件でございます。

1番については、北野地区国営緊急農地再編整備事業により一時利用指定を受けた農地で、再契約に係る解除となっています。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、解約年月日は議案に記載のとおりです。

続きまして、議案20頁をご覧ください。

報告第4号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」です。

農業経営基盤強化促進法施行規則第14条第1項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第5の4の(4)①に規定する農業経営改善計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。

議案21頁、22頁をご覧ください。

番号が1番の1件で世帯による申請がありました。

1番は、更新に伴い意見を求められた内容でございます。

続きまして、議案24頁をご覧ください。

報告第5号「青年等就農計画認定申請に係る意見について」です。

農業経営基盤強化促進法施行規則第15条の4及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第5の2の4の(4)に規定する青年等就農計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。

議案25頁、26頁をご覧ください。

番号が1番の1件の申請がありました。

平成29年10月25日開催の第4回定例会で事前確認した新規就農者の申請です。

続きまして、議案 28 頁をご覧ください。

報告第 6 号「農業経営改善計画の認定通知について」です。

農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は 29 頁をご覧ください。

先ほどの報告第 4 号及び第 5 号で意見した認定が 2 件です。

更新による 1 件、新規就農者による 1 件、計 2 件の通知がありました。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知に記載のとおりです。

続きまして、議案 30 頁をご覧ください。

報告第 7 号「農地の賃貸情報について」農地法第 52 条に基づき、農地の賃貸料情報を取りまとめましたので報告します。

31 頁をご覧ください。

賃貸料情報につきましては、平成 29 年 1 月から 12 月までに締結された賃貸借における賃貸料水準について、4 月 2 日付け農業委員会告示第 5 号で告示しています。

賃貸料の平均額は 9,700 円、最高額は 15,200 円、最低額は 3,000 円で採用したデータ数が、注釈の算出方法により異常値を排除した 303 件となっています。

続きまして、議案 32 頁をご覧ください。

報告第 8 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第 8 の第 4 項の規定による土地の現況証明願書の提出があったので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会長専決規程第 3 条第 9 号の規定に基づき、現地確認委員、吉本会長、相澤委員及び北村委員の 3 人の指名について、専決処分しましたので報告します。

報告について以上です。

議長  
委員  
議長  
議長

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

無ければ、次の日程に入ります。

それでは、日程第 10 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案 34 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。

議案は 35、36 頁をご覧ください。

番号が 1 番、2 番の 2 件の許可申請がありました。

土地の地番、公簿地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人の住所、氏名、

経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は 37 頁、38 頁に載せてありますのでご確認ください。

1 番については、耕作地の耕作者間の調整、規模拡大に係る賃貸借です。

2 番については、平成 29 年 10 月 25 日開催の第 4 回定例会で別段の面積の区域指定した農地に係る売買です。

前回の定例会で、移住の相談を受けているとの報告をさせていただいております。

この度、その相談者が 4 月から移住するにあたって、空き家を購入、空き家に隣接した農地を購入に係る農地法第 3 条の申請があり、受理しました。

申請者は 4 人家族 [REDACTED] さんで、子供 2 人を含め、3 人で先行して移住しています。

現在住民票については、既に移っている状態です。

夫については、時期を見計らって、移住するようです。

申請にあたって、41 頁の誓約書の提出があり、自治会組織への加入等の誓約事項について、了解をいただいております。

また、10 月 25 日の定例会でご指摘のあった農地との境界トラブルについて、境界確定に係る測量等の実施を確約しています。

トマト、きゅうり等を作付けする計画ですが、耕作に関し、経験が少ないため、町内会の方、譲渡人の [REDACTED] から指導、協力を依頼したいとの考えです。

1 番、2 番の農地法第 3 条の許可要件については、議案 39 頁、40 頁の調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしているとの判断をしました。

説明は以上です。

議長

はい、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第 11 議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案 42 頁をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により農用地利用集積計

画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は 43、44 頁になりますのでご覧ください。

番号が 1 番から 4 番までで 4 件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は議案の記載のとおりです。

位置図は、45 頁から 46 頁までに記載していますのでご確認ください。

この 4 件の案件につきましては、あっせん案件でございますので、あっせん委員さんより補足説明を 1 番から順にお願いいたします。

8 番委員

あっせん開始が 3 月 22 日で終了が 3 月 27 日であっせん回数が 4 回です。金額につきましては、7 番と 13 番が 238,500 円、それ以外が 257,600 円となっております。

議長

続きまして 2 番、3 番、4 番です。

この案件については、29 年度にあっせんにあがっていきまして、3 月 31 日までに成立できなかった案件です。

先ほどの議案でありました、賃貸契約の分が賃貸ということで、残りの部分があっせんということで行ってございます。

3 件ともあっせん回数については 3 回ということで行っております。

期間は 4 月 4 日から 4 月 7 日までとなっております。

事務局長

本日配布した赤い付箋の 2 枚までのところに、今回の 4 件についての調査書をつけていますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

議長

それでは、議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりましたので審議いたします。質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第 12 議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案 48 頁をご覧ください。

議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

利用権の設定について、議案が 49 頁から 58 頁になります。

番号が 1 番から 37 番までの 37 件でございます。

案件の 1 番から 8 番までは、農地中間管理事業により農地中間管理機構

である北海道農業公社を通じて、利用権を設定する案件です。

北海道農業公社からの利用権の設定先については、次の議案第4号で審議いたします。

また、位置図については、93頁から99頁までに載せてありますのでご確認ください。

9番は、農業経営基盤強化促進法に基づく、農地売買等事業による賃貸借です。

10番から37番までは、鷹栖町農用地利用調整協議会を通じた賃貸借の案件で、更新及び北野地区国営緊急農地再編整備事業に伴う新規又は変更等による賃貸借です。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は59頁から86頁までに載せてありますのでご確認ください。

本日配布しました赤の付箋のところに2枚目以降に利用権設定の分の調査書があります。

こちらの調査書で内容を確認しています。

また、この案件の10番につきましては3番委員が、13番、14番については10番委員が議事参与の制限を受ける案件となっています。

説明は以上です。

議長

最初に10番の案件とします。

3番委員

私の関係する案件ですので退席します。

議長

それでは10番の案件について質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

10番までの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

10番までの案件について認めると決定しました。

3番委員

着席

議長

次に13番、14番の案件とします。

10番委員

私の関係する案件ですので退席します。

議長

それでは13番、14番の案件について質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

13番、14番までの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

13番、14番までの案件について認めると決定しました。

10番委員

着席

議長

残りの案件について質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

残りの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手  
議長 残りの案件についても、認めると決定しました。  
議長 続きまして、日程第 13 議案第 4 号「農用地利用配分計画（案）について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、88 頁をご覧ください。  
議案第 4 号「農用地利用配分計画（案）について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）について、鷹栖町長より意見を求められたので審議をお願いします。  
議案は 89 頁から 92 頁までになります。  
番号が 1 番から 8 番で 8 件ございます。  
利用権を設定する農用地は記載のとおりです。  
利用権を設定する者は公益財団法人北海道農業公社です。  
利用権の設定を受ける者の住所、氏名、経営地は記載のとおりです。  
設定する権利の内容は賃貸借で平成 40 年 12 月 31 日までの 10 年間の賃借権を設定することとなっています。  
対価は記載のとおりです。  
位置図は、議案 93 頁から 99 頁までに載せてありますのでご覧ください。  
また、この案件の 3 番につきましては 10 番委員が、8 番については 1 番委員が議事参与の制限を受ける案件となっています。  
説明は以上です。

議長 最初に 3 番の案件とします。  
10 番委員 私の関係する案件ですので退席します。  
議長 それでは 3 番の案件について質疑ございませんか。  
委員 無しの声  
議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。  
3 番までの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手  
議長 3 番までの案件について認めると決定しました。  
10 番委員 着席  
議長 次に 8 番の案件とします。  
1 番委員 私の関係する案件ですので退席します。  
議長 それでは 8 番の案件について質疑ございませんか。  
委員 無しの声  
議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。  
8 番までの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手  
議長 8 番までの案件について認めると決定しました。  
1 番委員 着席  
議長 残りの案件について質疑ございませんか。  
委員 無しの声



議長 残りの案件について認める方は挙手をお願いします。  
委員 全員挙手  
議長 残りの案件についても、認めると決定しました。  
議長 それでは、日程第 14 議案第 5 号「別段の面積の指定区域の解除について」  
を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。  
事務局長 それでは、議案 100 頁をご覧ください。  
議案第 5 号「別段の面積の指定区域の解除について」です。  
農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、別段の面積を指定した区域  
の解除について、審議をお願いします。  
議案は 101 頁になりますのでご覧ください。  
1 番、2 番の 2 件についての指定解除です。  
1 番については、先ほど説明しました平成 29 年 10 月 25 日開催の第 4 回  
定例会で別段の面積の区域指定した農地です。  
議案第 1 号で許可相当と決定をいただき、指定を解除するものです。  
ただし、付帯決議事項として、新所有者に所有権が移転してから、速や  
かに解除するものとします。  
2 番については、前回の定例会で指摘があった部分でございますが、解  
除事由にありますように空き家を取り壊すことになり、空き家バンクの登  
録を取り下げたことにより指定を解除するものです。  
今回の 2 件の解除で、指定区域は無い状態になります。  
説明は以上です。  
議長 はい、議案第 5 号「別段の面積の指定区域の解除について」説明が終わ  
りましたので審議いたします。  
質疑ございませんか。  
委員 無しの声  
議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。  
議案第 5 号「別段の面積の指定区域の解除について」この案件について  
認める方は挙手をお願いします。  
委員 全員挙手  
議長 はい、それでは議案第 5 号「別段の面積の指定区域の解除について」は、  
認めると決定しました。  
議長 続きまして、日程第 15 議案第 6 号「土地の現況証明書の交付について」  
を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。  
事務局長 それでは、議案 102 頁をご覧ください。  
議案第 6 号「土地の現況証明書の交付について」です。  
現況証明の内容については、103 頁、104 頁をご覧ください。  
番号が 1 番で 1 件でございます。  
土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏  
名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、地目変更のためです。  
位置図は議案 105 頁に載せてあります。

また、本日配布しました緑の付箋に現地調査票、現地写真もありますので、ご確認ください。

報告第2号で報告したとおり現地確認委員を指名し、4月12日に現地確認を行いました。

現地確認について、現地確認委員から現地の状況を報告願います。

12番委員

はい、1番の案件について、4月12日、吉本会長、相澤委員、私と事務局で現地調査を行いました。

願出のあった土地は、既に物置、車庫が建ってから、相当経過しており、農地以外と判断しました。

報告は以上です。

事務局長

詳細については、本日配布しました緑の付箋の現地調査票、現地写真及び位置を示す航空写真をご覧ください。

車庫については、平成2年に建てられたものであり、25年以上経過している状況です。

また、申請地の鷹栖町711番96は市街化区域であるため、今後、農地としての拡張は見込めない場所であります。

現況に至る経緯については以上です。

議長

それでは、議案第6号「土地の現況証明書の交付について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第6号「土地の現況証明書の交付について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第6号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。

議長

それでは、日程第16議案第7号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案106頁をご覧ください。

議案第7号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」説明します。

この案件については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知で、毎年度、作成が義務付けられており、本日、審議していただいたあと、農業委員会事務局で公表し、農業者からご意見をいただいた上で決定することになっています。

農業者からのご意見があった場合、再度、審議し決定することになっています。

なお、6月末までに公表し、7月までに農林水産省に報告することにな

っていますので、よろしくお願ひします。

それでは、議案 107 頁をご覧ください。

(「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、朗読し説明する。)

議長 それでは、議案第 7 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 7 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 7 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 17 議案第 8 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案 115 頁をご覧ください。

議案第 8 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について」説明します。

この案件についても、前議案同様、作成が義務付けられ、同様の手続きで決定し、公表、報告することになっています。

それでは、議案 116 頁をご覧ください。

(「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、朗読し、説明する。)

議長 それでは、議案第 8 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 8 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 8 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 18 議案第 9 号「下限面積（別段の面積）の設定につ

いて」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、119 頁をご覧ください。

議案第 9 号「下限面積（別段の面積）の設定について」です。

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による平成 30 年度の下限面積（別段の面積）の設定について、審議を求めるものです。

昨年 7 月 20 日開催の第 1 回定例会で、下限面積については、空き家付農地について、1 筆ごとの指定とし、別段の面積は 1 アールとして、設定し、平成 29 年度において、運用してきました。

平成 30 年度においても、119 頁の方針のとおり、下限面積の設定について、2015 農林業センサスで、鷹栖町内の農家で 2 ヘクタール以上の農地を耕作している農家が全農家戸数の 8 割を超えているため、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する北海道の下限面積 2 ヘクタールとする。

ただし、鷹栖町が行う空き家対策に係る農地（以下「空き家付農地」という。）に限り、農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 17 条第 2 項を適用する。

適用にあたって、今後、農業従事者の減少、高齢化等で空き家付農地が増加することが見込まれるため、新規居住希望者、新規就農者も含めて受け入れ、耕作放棄地の解消と発生未然防止に役立て、設定区域及びその周辺の地域における農地の保全及び有効利用を図るものとする。

区域の設定は、空き家付農地について、1 筆ごとの指定とし、別段の面積は 1 アールとする。

引き続き、以上の方針でよろしいかご審議願います。

議長

それでは、議案第 9 号「下限面積（別段の面積）の設定について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 9 号「下限面積（別段の面積）の設定について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 9 号「下限面積（別段の面積）の設定について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第 19 議案第 10 号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、120 頁をご覧ください。

議案第 10 号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」です。

農業振興地域の整備に関する法律第 8 条に基づく、変更（案）について、鷹栖町長から計画変更の適否について意見を求められたので審議をお願いします。

議案は 121 頁になります。

番号が1番、1筆でございます。

変更する土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、用途変更前、変更後、申請者の住所及び氏名につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は、本日配布しました黄色の付箋のところにカラーで掲載していますのでご覧ください。

申請箇所については赤で書いている場所でございます。

計画変更の内容は、鷹栖町4072番9の畑に納屋の建設のため、農用地から農業用施設用地に変更する内容です。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第10号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第10号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第10号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」は、認めると決定しました。

議長 それでは、日程第20議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案122頁をご覧ください。

議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。

農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請があったので、許可の可否について、審議をお願いします。

議案は123、124頁になりますのでご覧ください。

1番で農地、1筆に関する許可申請です。

転用する土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積については記載のとおりで、転用の目的は納屋の建築で、計画の内容は199㎡の納屋です。

転用基準の区分は、農用地区域内の農業用施設用地であり、農地法第5条第2項のただし書きに規定する農用地区域内の用途変更をしたものであることから、基準を満たすものと判断します。

なお、農振地域内、農用地区域内で都市計画外、土地所有者、転用者及び転用の理由は記載のとおりです。

位置図は125頁、本日、配布資料の黄色の付箋のカラーの位置図ですので、ご確認ください。

議案126頁から129頁までは農地法第5条転用に係る調査結果で、可否についてのチェックをし、転用についての基準を満たすものと判断しているところです。

また、付帯決議事項として、北海道農業会議への意見聴取について、本

案件は、平成 28 年 3 月 8 日付け「農地法第 4・5 条に係る 30 a 以下の農地転用に関する北海道農業会議への意見聴取に係る申し合わせ」の 1 の (1) に該当することから、意見聴取の対象から除外できる案件であるため、意見聴取しないものとする。

また、許可相当とした場合、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条に基づき、鷹栖町農業振興地域整備計画の変更後に許可するものとしてしています。

説明は以上です。

議長 はい、議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

事務局長 「次回の定例会について」ですが、5 月 29 日から 31 日まで、会長が全国農業委員会会長大会で出張となりますので、5 月 28 日月曜日、昨年度は 18 時からでしたが、よろしいでしょうか。

議長 5 月 28 日、18 時からで問題無いでしょうか。

委員 無しの声

議長 第 11 回定例会は、5 月 28 日月曜日 18 時から、定例会でよろしく申し上げます。

事務局長 2 の農地移動適正化あっせん申請状況についてですが、青の付箋の部分をご覧いただきたいのですが、本日まで受けた件数で、11 件受け付けています。

その内、3 件については、本日の案件で決議いただいています。

特に急ぎの申出でない限り、例年どおりの日程で進めていきたいと思えます。

また、申出の中であっせんを進めるにあたって、あらかじめ調整が必要な申し出については、地区の農業委員さんに事前に相談の上、準備していきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

議長 みなさんから何かありますか。

委員 無しの声

議長 それでは、以上をもって第 10 回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。